

第9節 公衆浴場

本節は、常時火気を使用し、また、不特定多数の人が利用する公衆浴場について、その構造を定めたものです。

公衆浴場とは、公衆浴場法第1条第1項に規定されている施設をいいます。いわゆるサウナ風呂や個室付浴場も公衆浴場に該当します。

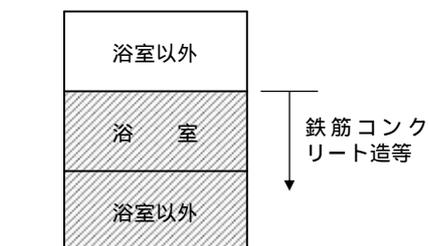
(建築物の一部に設ける公衆浴場の構造)

第56条 公衆浴場の浴室の部分の直上に階のある場合は浴室の直上の部分の床から下の部分、浴室の直下に階のある場合は浴室の床から直下の部分の主要構造部を鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造としなければならない。

本条は、公衆浴場の浴室から発生する湿気による主要構造部の腐食を防止するために、また、防火性能を高めるために、その構造を定めたものです。

浴室の部分の直上に階のある場合は、浴室の直上の部分の床から下の部分、浴室の直下に階のある場合は、浴室の床から直下の部分の主要構造部を鉄筋コンクリート造その他これに類する構造とする必要があります(図1)。

<浴室の直上に階のある場合>



<浴室の直下に階のある場合>

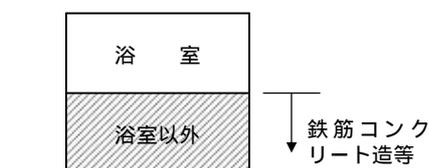


図 1

(火たき場等の構造)

第57条 公衆浴場の火たき場の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 周壁、天井(天井のない場合には、屋根)及び床を耐火構造(天井については、政令第107条第1号又は第2号の規定のうち床に関する規定に該当する構造をいう。)とすること。
 - (2) 開口部には特定防火設備(政令第112条第14項の規定に適合する特定防火設備に限る。以下同じ。)を設けること。
 - (3) 天井の高さは、2.1メートル以上とすること。
- 2 公衆浴場の燃料倉庫又は灰捨て場は、周壁を不燃材料で造らなければならない。

本条では、火災発生の可能性の高い、火たき場等の構造について定めたものです。

第1項

火たき場の構造について定めています。

ボイラー室は火たき場に含まれます。なお、「ボイラー」の構造は、平塚市火災予防条例においても規定されていますので注意してください。

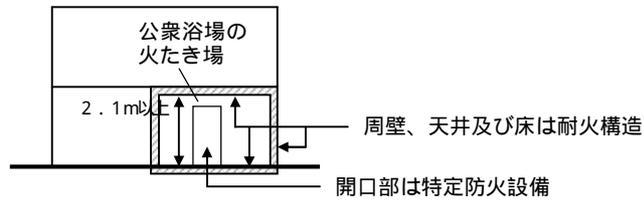


図 1